

指定管理者候補者選定評価表

(習志野市総合福祉センターさくらの家及びいずみの家)

区分	選定項目	評価観点	配点	評価点
共通事項 (条例第4条)	1 市民の平等な利用の確保	(1)施設の設置目的を理解し、「公の施設」の管理運営の考えが妥当であるか。	5	4.0
		(2)市民への事業広報活動等、市民の平等な利用について工夫はあるか。	3	2.5
	2 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有	(1)施設管理、安全対策の内容は妥当か。	5	3.7
		(2)経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営が可能か。	3	2.0
		(3)適正な職員の配置が可能か、また採用・研修計画は適切か。	3	2.5
		(4)個人情報の保護措置は十分か。	3	2.3
		(5)緊急事態への対応策は十分であるか。	3	2.5
	3 当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	(1)サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容となっているか。	5	3.7
		(2)管理運営経費の縮減が図られているか。	20	20.0
	共通事項計			50
個別事項	その他、公の施設に関し必要な事項	(1)サービスの提供について(さくらの家・いずみの家)	15	9.9
		(2)各種相談体制について(さくらの家・いずみの家)	3	2.3
		(3)日常の健康管理や医療機関との連携について(さくらの家)	3	2.0
		(4)衛生管理について(さくらの家)	3	2.2
		(5)地域との連携・地域振興について(さくらの家・いずみの家)	5	3.3
		(6)本市の地域特性(地域福祉)の理解について(いずみの家)	3	2.2
		(7)主催事業の実施計画及び特に提案したい企画について(さくらの家・いずみの家)	3	2.3
		(8)その他の事項(さくらの家・いずみの家)	15	13.5
	個別事項計			50
合計			100	80.9